

益城町告示第92号

益城町物価高騰等対策事業者応援金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月31日

益城町長 西村 博則

益城町物価高騰等対策事業者応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、原油価格又は物価の高騰により更なる経済的な影響を受けている事業者を支援することを目的として、予算の範囲内において益城町物価高騰等対策事業者応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて、益城町補助金等交付規則（平成22年益城町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める会社及び個人をいう。
- (2) みなし大企業 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業をいう。

(交付対象者等)

第3条 応援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、町内に本社、本店又は事業所を有する中小企業者であって、令和4年3月31日以前から事業を開始し、交付申請時点においても事業を継続している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対

象としない。

- (1) 益城町タクシー事業者等感染防止対策等応援補助金交付対象者
 - (2) 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して町が実施する他の補助金等の交付を受けている者（ただし、益城町中小企業事業拡充等支援補助金の交付を受けた者は除く。）
 - (3) 令和3年分の確定申告において、営業等及び農業の両方の収入を有する者の内、農業の収入が営業等の収入よりも多い者
 - (4) みなし大企業、農林漁業者及び株式会社日本政策金融公庫の融資の対象とならない業種を営む者
 - (5) 申請時において、納入すべき町税等に未納がある者
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
 - (7) 政治団体
 - (8) 宗教上の組織又は団体
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員又は暴力団の統制の下にある者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか応援金の目的及び趣旨に照らして適当でないと町長が認める者
- (交付額等)

第4条 応援金の交付額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 個人 5万円
- (2) 会社 10万円

2 応援金の交付は、交付対象者につき1回限りとする。

(交付申請及び請求)

第5条 応援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和5年1月31日までに、益城町物価高騰等対策事業者応援金交付申請書兼請求書【個人用】（別記第1号様式）又は益城町物価高騰等対策事業者

応援金交付申請書兼請求書【会社用】(別記第2号様式)に關係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、応援金交付の可否を決定し、益城町物価高騰等対策事業者応援金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するとともに、当該申請に係る交付を決定したときは、速やかに応援金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、不交付と決定したときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第10条の規定にかかわらず、応援金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、第6条第1項の規定により応援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に応援金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により応援金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。